

応用倫理学論序説

——担い手、方法、名宛人

目 次

はじめに

- 一 応用倫理学の歴史
- 二 日本における動向
- 三 応用倫理学の担い手
- 四 応用倫理学の方法
- 五 応用倫理学は誰に対して語るのか
- 六 応用倫理学論の必要性

はじめに

応用倫理学とはどのような学問だろうか。「生命倫理」、「環境倫理」、「企業倫理」、「情報倫理」などの言葉が新聞紙上や雑誌をにぎわすことも少なくなかった昨今、「応用倫理」という言葉もそれほどなじみのないものではなくなりつつあるかもしれない。多くの大学において講義名やコース名にこれらの言葉が冠されてもいるし、哲学・倫理学を専門とする研究者たちによって「応用倫理」に関する

奥 田 太 郎

る講義が行われ、論文が書かれ、著書が出されたりしている。ついに東京大学にも応用倫理教育が導入された、というニュースも耳に入ってくる。こうして見渡すと、社会学や心理学ほどではないにせよ、一見すると世は空前の「応用倫理」ブームであるとも思われてくる。しかし、言葉の流通とは裏腹に、「応用倫理学」とはどのような学問か」は実はそれほど明らかではない。何らかの形で応用倫理学に関わっている研究者たちは、いったい何をもって「自分は応用倫理学をやっている」と言うことができるのだろうか。

もしかしたら、このような問いは藪蛇なのかもしれない。曖昧なままにしておいた方が結果的に豊かな帰結を導き出せることもある。だが、本稿ではそれを承知の上であえて問いたい。というのも、ここ現在に至って、応用倫理学が哲学・倫理学的研究者によって副業的に営まれていた時期から、応用倫理学を専業とする「応用倫理学者」が輩出されつつある時期へと移行しており、次の世代の研究者を養成する観点からも「応用倫理学とはどのような学問か」について明らかにしておかねばならない時が来ていると思われるからであ

社 会 と 倫 理

る。かく言う私自身が、倫理学に入門する時点から応用倫理学に副業以上のものとして取り組んできたにもかかわらず、未だに「これが学問としての応用倫理学だ！」と胸を張って提示できるほど明確に応用倫理学の輪郭を捉えきれているわけではない。これまで応用倫理学の論文をいくつか書いてきたが、正直に告白すれば、常に「応用倫理学的に論じるとはいかなることか」を自問自答しながら筆を進める暗中模索の状況であったし、その状況は現在もなお続いている。そういった自分の体験からも、応用倫理学そのものに対する吟味を一度腰を据えて遂行しておく必要があると考える。また、そうした吟味もないまま、「応用倫理学」を特定の主張を指すものと誤解して（あるいは意図的に矮小化して）「応用倫理学は終わった」などと言いつけることがあっても「応用倫理学」に対する哲学的に誠実な態度であるかのような言説が飛び交いかねないという危惧もある。このような言説は、倫理学や哲学に対する社会的要請という問題に対してあまりに鈍感であり、次世代を担う若い研究者や大学院生に対してあまりに無責任な物言いだと言わざるをえない。もともと、哲学や倫理学の業界では、これまでずっと「親はあつてもなく、とも子は育つ」という形で学ぶ者がある程度独力で鍛練することを要求され、それによって優秀な研究者を輩出してきた側面があることも確かである。しかし、それですむのなら、教育機関でもある大学の中で、哲学や倫理学の講座が存在する意義はあるのだろうか。少なくとも、哲学・倫理学研究者には、そういった問題に対して自覚的に向き合う姿勢が必要だと思われる。応用倫理学そのものに対

する反省的な問いは、応用倫理学の専門性、応用倫理学者の養成、応用倫理学の教育に関わるものであり、応用倫理学に携わる者に常に突きつけられている根本的な問いなのである。

そこで本稿では、応用倫理学に対する自己反省的問いとして、応用倫理学には誰が携わ（るべきであ）り、どのような方法で、取り組む（べきである）のか、という問いに答えることを課題としたい。倫理学を知り始めてからまだ十年にも満たない若輩者がこのような大それたテーマについて論じることにはためらいがないわけではないが、今回はあえて困難な一歩を踏み出したい。

一 応用倫理学の歴史

応用倫理学はいかなる学問であるのか。誰がどのような方法で取り組むべき学問なのか。こうした本稿の課題に取りかかる前に、応用倫理学がどのような経緯で成立してきたのかについて、簡単に述べておく必要があるだろう。^② 応用倫理学の成立経緯を見ることで、現在に至るまで応用倫理学がどのような問題を課題としていたのか、そうした課題について誰の手によってどのような方法で取り組まれてきたのか、といったことも同時に明らかになると思われるからである。当然ながら、本格的に現代の歴史を分析することは、しがたない駆け出し倫理学研究者には手にあまる仕事である。今回は、本稿の主題に必要な限りで、かつ、私の現時点での総括図式に基づく限りで、応用倫理学の歴史の概略について簡単に確認するにとど

応用倫理学論序説

めたい。また、本稿では応用倫理学の歴史と言いながら、それは主に英米での動向になってしまっている。欧州やアジアなどにおける応用倫理学の歴史と動向についても記す必要があるが、これについては国内において現在まだまとまった研究成果が出される以前の段階にあり、また、私個人にとっても現時点では手にあまる課題であるため、本稿ではその必要性についてここで言及するにとどめたい。^③

米国における一九六〇年代の反戦運動や公民権運動などの社会運動、および、戦後のテクノロジーの爆発的発達とそれに社会全体が巻き込まれていく構造の成立などの動きを受けて、「倫理」を研究する倫理学研究者たちがどのように応答する（べきな）のか、ということが英語圏の倫理学研究者たちによって議論され始めた。当時、アカデミックな倫理学界では、一九〇三年に出版されたG・E・ムーアの著書『倫理学原理』で論じられた「自然主義的誤謬」論の衝撃で、「哲学的急進派」として社会改革をその任としていた功利主義が骨抜きにされて以来、倫理学研究者の仕事はもっぱら道徳言語の分析を行うことに絞られていくことになった。また、こうした分析倫理学（メタ倫理学）隆盛の一方で、倫理学説の思想的研究も地道に行われていたが、これらに共通したのはおそらく「現実の諸問題に逐一応答していくのは哲学のやるべき仕事ではないのである」といった、自らの学問領域に対する自己規定であったであろう。こうした自己規定を核とするある意味で不幸な二極分解によって、倫理学は現実の問題や要請に対応できない状況

にあった。そのような状況の中で、功利主義の現代化に取り組むR・M・ヘアやP・シンガーといった倫理学研究者たちが応用倫理学を提唱するに至った。一九七〇年代以降になると、公的委員会に倫理学研究者が専門家として参加し発言することが求められるようになってきた。たとえば、一九七九年の「猥褻と映画検閲に関する委員会」における「ウィリアムズ・レポート」、一九八四年の不妊治療ガイドライン「ウォーノック・レポート」などが挙げられる。そして、八〇年代半ば以降、大学の哲学教育カリキュラムの中に応用倫理学科目が取り入れられるようになり、アンソロジーや論集が出版されるようになった。（川本（一九九五年）、一〇二―三頁）

応用倫理学において議論される主題は多数あるが、おおまかに分類すると、生命、環境、ビジネス、情報などの項目が挙げられ、これらの項目に「倫理学」という語を付け足して指示される特定の研究領域がそれぞれ確立されてもいる。もちろん、これらの研究領域は、相互に独立した縦割り構造をもつものではない（あるいは、もつべきではない）が、それぞれが特定の時期に順に立ち上がってきたことも事実であるため、ここでは、いささか図式的に過ぎるが年代別に区切って各領域の成立を通覧してみたい。

一九六〇年代末から一九七〇年代にかけて、生命倫理学が成立した。象徴的な出来事としては、一九六九年のヘイスティングス・センター設立を挙げることができる。また、生命倫理学を専門とする研究機関としては、一九七一年に設立されたジョージタウン大学のケネディ倫理研究所などがある。ただし、現在の形の生命倫理学に

社 会 と 倫 理

落ち着くまでには紆余曲折があった。図式的に述べると、ジョージタウン流の「医療 bioethics」と「bioethics」という言葉の発案者V・R・ポッターによる「地球 bioethics」という二種類の系統の間の勢力争いである。日本国内には、七〇年代後半から八〇年代にかけて輸入という形で「バイオエシックス」が導入されるが、米国での系統に対応して、いくつかの系統に分かれて発展していくことになった。(土屋貴志(一九九八年))したがって、応用倫理学としての生命倫理学はそれらの系統のうちの一つだとみなされる。また、医療従事者や医学研究者がベッドサイドに倫理学研究者を含む専門外の人間を呼び入れることに對して示す拒否反応との折衝、「bioethics」生命操作のイデオロギー」という規定のもとに bioethics 研究そのものを批判する反 bioethics 派との軋轢など、様々な事情を抱えながら現在に至っている。

環境倫理学は、やはり一九七〇年代に成立したと言ってよいだろう。確かに、環境保護の思想それ自体は、レオポルドの土地倫理などのように、もともと古くから存在していた。しかし、六〇年代における環境破壊の激化、七〇年代初頭のオイル・ショック、七二年のローマクラブのレポート「成長の限界」などを受けて、人間と他の生命との関係、「自然」の概念と価値の問い直しが本格的に行われるようになった。一九七九年に専門機関誌 *Environmental Ethics* が創刊されたことで、環境倫理学は、一つの研究領域として成立したと考えられる。とはいえ、環境倫理学もまた、現在に至るも紆余曲折の渦中にあると思われる。というのも、環境倫理学は、環境学や

環境社会学といった学問領域との差異化の問題や、環境保護団体による運動との関わり方の問題などを抱えているからである。また、一九九〇年代末から二〇〇〇年代にかけてにわかに登場してきたビョルン・ロンボルグなどの「懐疑的環境主義者」の主張をどのように取り扱うべきか、という新しい問題も生じている。

一九八〇年代になると、ビジネス倫理学が興隆してくる。専門機関誌としては、一九八二年に創刊された *Journal of Business Ethics* を挙げることができる。ビジネス倫理学は、一九七二年のウォーターゲート事件を直接の契機としており、「ビジネスと倫理は互いに独立しており無関係だ」という神話の解体をその基本的課題としてスタートした領域である。日本国内では、一九九一年に日本経営倫理学会が設立されたが、倫理学研究者による応用倫理学としてのビジネス倫理学は未だ本格始動していないのが現状である⁴⁾。

同じく一九八〇年代にはコンピュータ倫理学も成立している。ジェイムズ・ムーアが論文「コンピュータ倫理学とは何か」において「コンピュータ倫理学」という言葉を最初に用いたと言われている⁵⁾、この論文が発表されたのが一九八五年である。とはいえ、この時点では、「情報倫理」は主にコンピュータ・エンジニアの職業倫理としてしか論じられていなかった。しかし、一九九〇年代に入ると、情報倫理学が構築されてくる。一九九二年に *Journal of Information Ethics*⁶⁾ 一九九九年には *Ethics and Information Technology* が創刊された他、国際的な動向と並行して日本国内においても一九九八年から五年にわたり、京都大学、千葉大学、広島大学を拠点と

応用倫理学論序説

した「情報倫理の構築」(FINE)プロジェクトが実行されることとなった。この時期になると、インターネットの一般普及によって生活基盤が変化し、それにとまって「情報倫理」は社会の倫理として問題化されてゆくことになった。^⑤

二 日本における動向

一九八〇年代に生命倫理学が日本国内の幾人かの哲学・倫理学研究者によって取り組まれ始めて以降、現代の様々な問題に対して哲学・倫理学の観点から応答しようと試みる研究者が徐々に現れ始めた。本章では、そうした応答のいくつかを概観する。本稿のテーマの一つは「応用倫理学の担い手は誰か」ということではあるが、この担い手に関する問いには「応用倫理学の担い手が哲学・倫理学研究者である必要があるのか」という問いを検討する中で自ずから答えが与えられると考えている。というのも、これまで応用倫理学もしくは応用倫理学的取り組みを行ってきたのはやはり哲学・倫理学研究者であり、現在問題とされるべきなのは、その事実を踏まえた上で「哲学・倫理学研究者がその仕事を続行する必要があるのか」を問うことだからである。それゆえ、担い手の問題をそのような形で考察するためには、現代日本の哲学・倫理学研究者によって実行されている応用倫理学的取り組みについて知っておかなければならない。

まずは、正面に「応用倫理学」の看板を掲げる取り組みから見て

おこう。「応用倫理学」の看板を日本のアカデミズムの中で最初に掲げたのは加藤尚武であろう。^⑥加藤尚武は、千葉大学において応用倫理学の基礎をつくり、京都大学在職中に大学教育のレベルでの応用倫理学の確立を試みた。対象とするテーマはヘアヌード写真集から戦争までと実に幅広いものであるが、中心的に取り組まれたのは、生命倫理学、環境倫理学で取り扱われる問題群である。加藤が特に精力的に取り組んだ原理的な問題としては、自由主義社会の基礎にある自己決定権の原則、その部分的帰結である「他者危害の原則」、自然のもつ内在的価値の見直しと再評価、世代間倫理という問題の提起などを挙げることできょう。加藤が重視するのは、問題となる事例に関する情報の集約と、それに基づく論点整理であり、それによって、問題に対するガイドラインを提示し合意形成に基礎を与えることである。

川本隆史は、同じく応用倫理学を看板としながらも、加藤の路線とは一線を画そうとしている。川本は自らの専門を「応用倫理学・社会倫理学」とし、「生命や環境に関わる倫理学の組み替え」を目指しているという。川本がその著書で提示している方法は、「道徳判断」、「道徳原理」、「背景理論」を複線的にフィードバックさせて整合的な原理を選び出す、というロールズの反省的均衡、それに加えてフーコーの権力分析の視点を導入する、というものである(川本(一九九五年)、一〇三〜一〇五頁)。そして、「科学的知の専制のもとに貶められていた「民衆的な知」も「均衡」の要素に含めながら、それぞれの知がいかなる権力関係によって産出されたものかに対す

社会と倫理

る注意を怠ら」ず、「規格化する権力」「通常科学化する知」……への抵抗を意識的に組み込むこと」を指摘している（川本（一九九五年）、一〇六頁）。具体的な課題としては、社会的選択理論、市場と所有権、現代の抵抗運動、社会生物学論争、ケアの活動、税制の問題などが取り扱われている。

加藤尚武とほぼ同時期に関西圏において京都生命倫理研究会を立ち上げた加茂直樹は、応用倫理学に限りなく近い位置にしながら、あえて「社会哲学」を標榜している。その主要な主張は、現代社会における倫理問題だけでなく、社会の構造や、その構造を作り出す政策などに関しても考察の射程をひろげ、哲学者として世界像の総合的な把握を試みるべきである、というものである。（加茂（二〇〇一年）、三〇八頁）

応用倫理学と社会哲学は、どちらも哲学・倫理学の研究者がアカデミカルな問題に対して積極的に発言してゆくスタイルをとるという点で、いわば共闘の関係にあると言ってもいい。それに対して、同じ哲学・倫理学からの応答として、ある意味ではまったく逆方向のベクトルをとる取り組みがある。それは、鷲田清一による臨床哲学の試みである。臨床哲学の取り組みでは、社会問題や倫理学の理論といったものは根本的な検討対象ではない。むしろ、そのようなことを積極的に語っていくのではなく、饒舌にすぎるくらいのある哲学者が口を閉じ、他者の声に対して耳を傾けるという、「聴くことの力」による取り組みであり、「現場」の人々による対話をコーディネートしていく試みである。具体的な方法としてはソクラテイツ

ク・ダイアログが用いられている。こうした臨床哲学と応用倫理学・社会哲学との方法的差異は、本稿のテーマである方法と担い手の問題の核心に触れるものであるが、それは後に詳細に論じるのでここではひとまず置く。

科学哲学、科学史、社会学などの視点から科学技術と社会の関わりについて批判的に考察し、場合によっては提言を行う科学技術社会論と呼ばれる領域もある。この領域は、日本では専門学会組織が設立されてまだ数年と非常に若い。そのためか、科学技術社会論の専門家であると公然と名乗る研究者はまだほとんどいないようである。応用倫理学との直接の接点としては、技術倫理学⁷⁾を挙げることができる。科学技術の進展に対して批判を行う一方で提言を求められるという構造は、科学技術社会論と応用倫理学との共通の性格であり、それゆえ、両者は問題点を共有しているはずである。

これら以外にも哲学・倫理学研究者による様々な応答はあるが、次の世代を生み出す土壌作りに至るまで至った（あるいは、それについて少なくとも気配りはしている）取り組みとしては、応用倫理学、社会哲学、臨床哲学、科学技術社会論を挙げれば十分であろう。そして、これら四つの領域の性格の違いや共通点は、そのまま、本稿のテーマである応用倫理学の担い手、方法、名宛人の問題に関わってくると思われる。

応用倫理学論序説

三 応用倫理学の担い手

前章で見たように、日本においても哲学・倫理学の研究者たちによって様々な形で現実の倫理的問題に対する応答が行われてきた。しかし、そもそも倫理の問題を扱うのは、哲学・倫理学研究者でなくてはならないのだろうか。これは、倫理の専門家などというものがあろうのか、という問題である。死刑や臓器移植、環境破壊などの現実の諸問題に対して、あれはよいであるとかあれはダメだといった倫理的コメントをするだけであれば、新聞の読者投稿欄に毎回掲載される常連の老人の方が、人生経験や採用実績の点からして「倫理の専門家」と呼ばれるにふさわしいのかもしれない。あるいは、不倫や家庭内暴力といった視聴者の直面している個人的な倫理問題について、丁寧を受け答えしながら最終的に「こうしなさい」と具体的な行動指針を提示するバラエティ番組のタレントの方が、知名度、影響力の点からして「倫理の専門家」と呼ばれるにふさわしいのかもしれない。そもそも倫理の問題を取り扱うのに学者は必要なのだろうか。実は、倫理というものの性格上、倫理学研究者はこの問いと常に背中合わせでしか存立しえない。なぜなら、倫理とは、何か専門的な知識がなければ理解できないようなものではないからであり、それゆえに、誰もがもつともしく何とでも発言しうるものだからである。⁸⁾ ややもすれば、理解困難な専門用語を使つて一般的に説明する学者よりも、わかりやすい日常の言葉で自らの直観に依拠して説得的に話をするテレビ・タレントの方が「倫理の専

門家」として適切な働きをしている、と思われてしまうことにもなりかねない。それは、たとえばニュース番組などに登場する解説者が、タレントやニュースキャスターたちの大胆な発言に比べて、当たり前でつまらないことしか言っていないように思われるのとパラルな事態かもしれない。他の学問と比べて倫理学の場合、それが対象とする事実の理解について「専門家」と「素人」の間にはほとんど差がないとすら思われる。

とはいえ、現代社会においては、通常の直観では解決不可能な倫理的な問題や、これまで直観的に許容されてきたものの倫理性が改めて問われるような場面が数多く現れてきている。たとえば、コンピュータとネットワークの発展・普及にともなつて生じてくるプライバシーの問題や知的所有権の問題、電子カルテの問題など、枚挙に暇がない。そのような現実の動向を前にして、やはり専門家としての学者が必要とされることになるだろう。そして実際、倫理学という名辞の含まれたプロフィールを掲げる研究者が、問題に対する適切な応答の能力を備えた者として意思決定や検討の場呼び出されてもいるのである。しかしながら、ここにいたつてもなお、その専門家が他ならぬ倫理学研究者である必要があるのか、という問いに対してすぐさま首を縦にふることはできない。

とりわけ環境問題に関してその傾向は顕著であるように思われる。たとえば、岡本裕一郎は次のように述べている。

たとえば、現在の環境破壊の原因として、大量生産・大量消費

社会と倫理

の産業構造が指摘され、人口爆発が議論されるだろう。しかし、こんなことを語るだけだったら、何も「環境倫理学」はいらない。ちょっとした常識があれば、誰にだって分かることだ。問題は、その現実に対して「倫理学」はいかに応用できるのか、という点だ。産業構造の根本的な転換を図るには、詳細な経済的・社会的・政治的分析が必要だろう。この時、倫理学は何を語るのか。「限りある資源を大切に使いましょう!」などと、心がけを説いてみても仕方がない。「応用倫理学」を標榜するにもかかわらず、現実に対応する有効な議論は今のところ見いだせないのだ。(岡本(二〇〇二年)、一一〜一二頁)

応用倫理学を「倫理学の応用」だと素朴に断じて疑わないナイーブさが気になるとはいえ、この指摘は、環境問題について倫理学者が入り込む余地があるのか、という重要な問題提起になっている。これは、環境問題に対応して社会をつくりかえていくこととするなら、生物学者や土木工学者、経済学者、法学者、社会学者などの専門家がれば十分であって、倫理学者の出る幕はないのではないか、という疑念である。

この疑念に対する有望な回答としては、二つの方向での応答が可能だと思われる。一つの方向としては、加茂直樹の社会哲学的な路線が考えられる。すなわち、そういった関連諸科学の動向や成果を総合的に把握し、全体的な世界像を浮かび上がらせる作業こそが、倫理学研究者を含む哲学研究者の仕事である、という路線である。

たとえ環境問題の解決に「詳細な経済的・社会的・政治的分析」を専門的に行う専門家たちの仕事が必要であるとしても、個々の分析をより大きな文脈から総合的に把握することはそれぞれの専門家には困難な作業であろう。そもそも、それらの分析そのものがもつ倫理的意味合いについて、特定の事柄の分析を専門とする研究者が専門的に語ることは学問の構造上不可能である。そうした関連諸科学の動向や成果に対するメタレベルでの検討およびそれらの総合的把握の作業は、「ちょっとした常識」で何とかなるような代物ではない。ここに、倫理学固有の土俵を見いだすことができるであろう。

もう一つの方向としては、丸山徳次が水俣病事件を原点として展開している「問題に方向づけられた道徳哲学」の路線が考えられる。丸山は、クルト・バイヤーツの議論に依拠しながら、倫理学研究者固有の仕事としてどのようなことが考えられるのかについて端的に答えている。

…応用倫理学とは、既存の原理原則を個別の行為事例に応用「適用」し、個別事例を既定の一般的規範の光によって判定する決疑論ではなく、むしろ具体的な問題に関わることによって、行為の全クラスの評価を顧慮しつつ一般的規範の内容をさらに書き加えてゆく、その意味で「規範形成的応用 (normbildende Anwendung)」を行うものである。そしてこの場合、「問題」とは理論の例解のための仮説的事例ではなくて、理論的関心を度外視しても重大である現代社会の公的問題である。こうした問

応用倫理学論序説

題の道徳上の側面を分析し、その解決のために道徳哲学の概念および理論装置を豊かにすること、これが応用倫理学の目標である。(丸山(二〇〇〇年)、八二頁)

こうした二つの路線が実際にどのように遂行されるのかを考えていかななくてはならないが、さしあたり、倫理の問題に専門家としての倫理学研究者が入り込む余地はありそうである。もう少し積極的に、哲学・倫理学研究者にしか語りえない問題の次元が存在している、と言ってもよからう。哲学・倫理学研究者は、自然科学と社会科学を合わせた個別科学における各専門領域について素人でありながら、逆に素人であるがゆえに個別科学の専門家には不可能な領域横断的な問題把握ができる。あえて言うなら、哲学・倫理学研究者は、そうした問題把握を可能にする思考の専門家でありうる。また、領域横断的問題把握と不可分な形で求められるはずの、個別事例と概念・原理との間の往復的思考による問題把握もまた、哲学・倫理学研究者が本来得意とすべき作業である。この作業は、丸山「バイヤーズ」に倣って「規範形成的応用」と呼んでもよい。以上をふまえて、応用倫理学の担い手は、領域横断的問題把握と「規範形成的応用」の専門家としての哲学・倫理学研究者でありうる、とさしあたり結論しておこう。

応用倫理学の担い手に関する派生問題として考えておかねばならないのは、現代の倫理的問題および必要とされる倫理について教えるのは誰(であるべき)か、ということである。この問いは、医療

倫理、企業倫理、工学倫理についてとりわけ深刻な問題として顕著に現れる。たとえば、医療、企業、工学の領域には、それぞれの領域で長い時間をかけて身につけた特殊技能を活かして働くことを職とする「現場の人間」がおり、同時に、そうした人々の活動によって独自の業界が成り立っている。それゆえに、その業界のことは「現場の人間」(つまり、医療従事者、企業人、技術者)が一番よく知っており、その業界で必要とされる倫理は、当該領域について知悉した「現場の人間」によって教えられるのが最も望ましい、と考えられることになる。

しかし、他方で、医療、企業、工学の領域においてわざわざ「倫理」という言葉を自覚的に用いる必要が出てきた背景には、医療技術、企業活動、工業製品などの社会的影響力の増大により「現場」が医療、企業、工学の業界内部にとどまらずその外部にまで拡張されてきたという事情がある。そうした事情を受けて、業界外部にまで拡張された「現場」における倫理について考察するのが応用倫理学の仕事のひとつである。そしてこの仕事の成果を教育という形で各業界に還元しようとするや否や、業界内部の「現場の人間」からは「素人が口を出すべきことではない」という声があがるのが容易に予想される。あるいは逆に、倫理の専門家が魔法の杖を一振りするかのごとくたちまち学生たちを倫理的に変えてくれるのではないかという過剰な期待が寄せられることもあろう。「○○倫理学」から「学」の一字が抜け落ちるだけで、哲学・倫理学研究者は、立入禁止扱いを受けるか救世主扱いを受けるかという両極端な「歓待」

社 会 と 倫 理

に出くわしてとまどいを感じることになる。

これは、大学におけるポスト確保争いといった血生臭い政治の問題に尽きるものではまったくなく、まさしく応用倫理学という学問の本質に関わる問題である。医療、企業、工学などの領域にはそれぞれの業界が目指すべき固有の目的が明確に存在しており、それぞれの領域での営みはすべてその目的に沿った形で行われることを要求され、また、そうすることが業界のアイデンティティを支えているとさえ言いうる。したがって、業界内部で「〇〇倫理」が受容される際には、その外部にまで拡張された「現場」における倫理が最終的には業界内部の倫理へと取り込まれざるをえない。たとえば、企業倫理が企業人によって問題にされるときには、倫理の観点から企業活動そのものの再検討が図られることはほとんどなく、企業活動にいかにして倫理を取り込むか、有り体に言えば、倫理でいかに儲けるか、という観点から企業活動の方針の再検討が図られるだけである。しかし、それとは対照的に、哲学・倫理学研究者が取り組む応用倫理学においては、場合によっては各業界の目的そのものを批判的に検討し、さらにその目的の変更を要求することすらありうるのである。そのような応用倫理学の成果を業界内部に招き入れることは、救世主の招来などではまったくなく、逆に、業界全体を崩壊の危機にさらすことになりかねないと言えよう。これは、〇〇倫理を教えるのは誰（であるべき）か、という問いを考える際に直面する非常に大きな裂け目なのである。この裂け目をどう埋めていくのかを考えることは、現実の諸問題に対して応答しようとする

哲学・倫理学研究者であれば避けることのできない課題である。⁹⁾そして、この問題は、後に論じる応用倫理学の名宛人の問題とも密接に関係している。

四 応用倫理学の方法

さて、応用倫理学が哲学・倫理学研究者によって専門的に担われるものであるとして、それはどのような方法で行われる学問なのだろうか。おそらく、こうした方法に関する問題の方が、担い手の問題よりもさらに深刻であると思われる。たとえば、日本における応用倫理学とは何か、と問われれば、広義には、現実の諸問題に対して哲学・倫理学研究者が様々な仕方でもせている応答の総体、と答えることができるかもしれない。¹⁰⁾しかしこれは、これこれこういうものが応用倫理学ですよ、と方法論を含めて提示できるような応用倫理学の内包は存在しない、ということの意味しているだろう。¹¹⁾

たとえば、先ほど紹介した応用倫理学の加藤尚武、臨床哲学の鷲田清一は、それぞれヘーゲル学者、現象学者というある意味でベシシクな哲学研究をしながら、固有の才能を発揮して現実の諸問題を分析し応答しているように思われる。そして、ベシシクな哲学研究においても非凡な才能を発揮している彼らが現実の諸問題について何かを語る時、そこで行われているのは何らかの学問領域における営みではなく、才能あふれる哲学・倫理学研究者の個人技にすぎないのではないか、という疑いを禁じ得ない。だとすれば、応用

応用倫理学論序説

倫理学は、哲学・倫理学の技法を身につけた学者が時事問題についてそれぞれエッセイを書いているという以上のものであるのか、と言いたくなくても無理はないであろう。

もちろん、エッセイという方法をとること自体が、既存の学のある方に対する根本的な批判になりうるのは確かである。アドルノを引きつつ鷺田清一はエッセイの力について次のように述べている。

アドルノの反方法主義的思考は、「永遠の価値を専門にしている真正な哲学、切っても突いてもびくともしないように隙間なく組織化された学問、没概念で直観的な芸術」などに共通して見られる「排他的な純血種を目指す傾向」のうちに、「抑圧的秩序の痕跡」をかぎつけるのだ。くりかえせば、別のなにかをだしたエッセイの思考はつねに断片的であり、行き当たりばつたりの思いつきでしかないという「見下し」が、エッセイにはつきまとう。この非難は、「全体性なるものが与えられていること、ひいては主観と客観の一致ということを自明の理として仮定しつつ、全体が自家薬籠中のものであるかのごとく振る舞っている」。が、エッセイはあらゆる意味、あらゆる価値の法廷をみずからのうちに打ち樹てようとする人間のヒュブリス(傲慢)をこそ撃つ。(鷺田、四一〜二頁)

エッセイの力をこの方向で肯定的に捉えれば、本稿における応用倫理学の方法の確定作業などという試みそのものが「排他的な純血

種を目指す傾向」の現れだと思われる。応用倫理学が確定された方法を与えられ、既存の学問と同様なものとして「規格化」されてゆくことは、新しい学としての応用倫理学の可能性が縮減されてしまうことに他ならないのかもしれない。応用倫理学の学問としての「規格化」は、結果的に、川本が危惧する「問題の人工化」を引き起こすことにもなるだろう。これはすなわち、応用倫理学がいわば「通常倫理学化」することによって、現実を生じている諸問題への目配りを忘れ、業界内部でもつばら論じられる「流行」の問題に、業界内部でしか通用しないジャーゴンを用いて取り組み始める(現にすでに一部そうなりつつある)のではないか、との危惧である。確かに、哲学や倫理学がすでに制度として手にしている方法は、テキストの丹念な読解であり、先行研究における論点の整理と把握であり、その際に強力な武器として用いられるのは論理である。それは、まさしく「隙間なく組織化」されていることを美德とする。い

つかその美德が自己目的化し、「隙間なく組織化」するための論理ゲームの洗練へと研究者は誘われてゆくのである。応用倫理学をそのような誘惑から程よく引き離すためには、その方法の中にエッセイ的要素を盛り込むことが不可欠であるように思われる。

しかしながら、応用倫理学が哲学・倫理学研究者の書くエッセイに他ならないとすれば、エッセイの書き手の養成と品質保証はいったいどうなるのか、という疑問がわいてくる。独自の学問領域としての専門性(disciplinary)を備えた学問であれば、研究者を再生産していくための専門的訓練法(discipline)が存在していなければな

社 会 と 倫 理

らないように思われる。応用倫理学が独自の学問領域でありうるには、応用倫理学それ自体が個人技の発露以上のものであり、独自の方法をもっている必要があるのではないのか、ということである。固有の方法が存在しないのに、いったいどうやって応用倫理学者は養成されうるのだろうか。固有の方法の欠如ゆえに応用倫理学者が養成されないとすれば、応用倫理学という専門的学問領域の可能性そのものが実に疑わしいものになってしまふであろう。才能が勝手に育ってくるのを待っているだけなのであれば、それをあえて専門的学問領域と呼ぶ必要はどこにもないだろう。

先ほど言及した丸山「バイヤーズ」の「問題に方向づけられた道徳哲学」路線で行くにしても、「規範形成的応用」をいかにして遂行していくのかに関しては、最終的には個人技に依拠せざるをえないように思われる。しかし、よくよく考えてみれば、これは、哲学や倫理学そのもののもっている特徴である。大学のような専門研究機関においてトレーニングできるのはせいぜいのところ、古典的な哲学テキストの読解作法であり、また、様々な哲学的問題について論理的に議論する技法である。こうしてトレーニングされた形式的技法を駆使していかなる実質的な主張を行っていくのかは、それぞれの研究者の個人的技量に委ねられているし、また、そうするしかない。「クローン人間つくって倫理的にいいかわるいか、ザ・ジャッジ」というようなお手軽な倫理相談のテクニクは、どんな大学でも教えてもらえないし、また、存在もしないのである。

実は、この唯一トレーニング可能だと思われる哲学・倫理学の営

みは、応用倫理学が登場する以前の、二極分解していた倫理学の二つの営み、倫理思想史研究と分析倫理学にびつたりと符合する。すると、かの二極分解は、倫理学が固有の方法を備えた独立した専門領域であるための必然的結果であつた、と考えることもできる。倫理学にとって、独立した専門領域であることと、現実の諸問題に対応していくこととの間には、あまりにも大きな裂け目が存在している、ということかもしれない。そして、哲学・倫理学の研究者がこの裂け目を縫い合わせ専門領域としての応用倫理学を営んでいくためには、やはり、応用倫理学の方法の中にエッセイ的要素を導入することを余儀なくされるであろう。トレーニング可能な従来の哲学・倫理学の方法に加えて、方法としてのエッセイ的要素を積極的に導入することによって、応用倫理学は専門領域であることと現実に対応することとを両立させうるのではないだろうか。

では先ほど問題提起した品質保証という点はどうなるのだろうか。品質保証は、トレーニング可能な部分で行っていくしかない。したがって、上記のトレーニング可能な二つの方法、すなわち、テキスト読解作法、および、哲学的問題に関する知識と論理的思考法について、専門的なトレーニングを受けることで、応用倫理学の担い手の品質が保証されると考える他はないだろう。個人技として発揮されることになるエッセイ的要素については、トレーニング可能な部分の品質保証によって、間接的に保証を受けることになるはずである。とはいえ、若い頃は抽象的なことばかり考えていたが年老いて説教くさくなったという形でエッセイ的個人技を発揮されると

応用倫理学論序説

いうだけでは方法論として危ういので、上記二つの専門的トレーニングを受けると同時にエッセイ的態度をとる機会を自覚的に設けていくことが必要であろう。あくまでもエッセイ的個人技は控えめに、しかし、確実にその技を磨いておくことは、応用倫理学の担い手の品質保証に必要なトレーニングの一つなのである。

さて、応用倫理学の方法について問題にするなら、やはり、応用倫理学の「応用」の意味について触れないわけにはいかないだろう。応用倫理学の「応用」の意味という問題は、これまで述べてきた応用倫理学の方法に含まれるエッセイ的要素とも深く関わっている。加藤尚武は応用倫理学の「応用」の意味について、次のように述べている。

「応用倫理学」と言うと、「もう原理ができあがっているので、今度は応用する時が来た」と思いこむ人がいるけれど、それは誤解である。正確に言うと「応用倫理学」は、「どのような原理の応用だとみなせばいいのか」を研究する領域であって、あらかじめ分かっている原理を適用するのではない。（加藤一九九四年、一八二頁）

加藤によれば、現実が生じている個々の問題に対してケース・バイ・ケースで場当たり的に対応するのではなく、そこで生じている問題の背後にどのような原理が存在しているとみなせば、その問題の適切な理解につながり有効な合意形成が可能となるのか、を研究

するのが応用倫理学だということである。これは、応用倫理学を「具体的問題に関わることによって、行為の全クラスの評価を顧慮しつつ一般的規範の内容をさらに書き加えてゆく」規範形成的応用の作業であると規定する丸山IIパイヤーツの見解とも重なるところがあるように思われる。さらに加藤は、次のようにも述べている。

：世界中で「応用」という言葉は、鷹揚に使われている。応用数学というときには、複数の数学的な原理を特定の目的のために集約するという意味で「応用」なのだろう。応用物理学となると、そこで使われる原理が、純粹に物理的かどうかは、ほとんど問われない。似た言葉に「臨床医学」というのがあって、医学の場合には、基礎医学の方が何か特殊な領域であるような感じである。「臨床的措置」という場合には「基礎的な原理はさしあたり分かっているなくても、臨床的に有効である措置」と「基礎学によって因果関係が把握されている措置」とのどちらもが含まれる。「応用倫理学」は、この意味での「臨床的倫理学」でもある。（加藤（一九九四年）、一八三頁）

「臨床」の比喩には問題を考える上でのヒントが隠されているように思われる。たとえば、医療従事者の技量を判断する上で重要なのは、当然ながら、診断された病状に対して適切な医療措置を施すことができるか否か、だと思われるであろう。これを応用倫理学者に当てはめるなら、たとえば、現実が生じている諸問題に対して有

社 会 と 倫 理

効な解決策を提示できるか否か、それが無理なら少なくとも問題の解決に役立つ有効なガイドラインを提示できるか否か、がその技量を判断する基準となると考えることができる⁽¹³⁾。しかし、見落とされがちだが、医療従事者の技量を判断する上でもっと重要なことは、訪れた患者を診たときに、その患者がどのような状態にあるのかを見抜く能力である。特定の病状に対してどのような措置が有効であるのかについては、どんな人間でもある程度の学習によって理解することができるし、また、素人であっても医学事典などを片手にだいたいことは調べることができる。しかし、患者の状態を見抜く目は、日々の臨床的経験によってしか培われない。では、応用倫理学者の場合に、患者の状態を見抜く目に相当するのは何であろうか。それは、現在生じている倫理的問題を論じる上で依拠すべき「事実」に関する認識力であり、その認識の仕方であると思われる。

たとえば、高橋久一郎は、遺伝子治療研究に関する加藤の議論の問題点について批判的に言及しながら、次のように述べている。

…ここでは「理論」の「洗練」をそれとしてさらに図ることはほとんど役に立たないように思われる。ここにある主要な問題は、あるべき「理論」の欠如ではなく、「事実」に関する「無感覚」、「わが事としての事態」に対する無「反応」である。そして、そのことによって、事態を「正当化」してしまっている「理論」の問題である。「理論」の「洗練」は、それが抽象的に整合的な体系を目指すという伝統的な意味での理論の「洗練」であ

るなら、プロクルステスよろしく「寝台に合わせて切る」ことに終わりがねない。ここでは「事実」（そしてそれに対する「反応」）の「掘り起こし」こそが必要である。（高橋（二〇〇〇年）、二〇九頁）

高橋はさらに、倫理学の研究者が二次的な加工された素材に頼って「事実」を拾い上げていくしかないと認め、留保付きで、「ドキュメンタリー作家」や「ルポライター」の仕事、さらには「御用記事」をも用いて、倫理学研究者は「事実」の間接的な「掘り起こし」を行わなければならないのだと述べている。

この「事実」の「掘り起こし」は、それがいかに間接的なものであれ、掘り起こす人間によって様々な形をとるであろう。そして、掘り起こされる「事実」もまた、掘り起こす人間の技量によって異なってくると思われる。さらに、応用倫理学者が「事実の掘り起こし」を行う際には、当然ながら、そのうちに、いかなる倫理的問題があるのかについてのある種の含みがすでに存在しているはずである。とすると、応用倫理学において何らかの問題が論じられる際には、それがいかなる「事実」に基づいてなされているのかというところが、議論のあり方を左右するきわめて重要なファクターとして問題化されねばならない。つまり、物語の構築のされ方それ自体が、応用倫理学が取り組むべき重要な検討対象の一つになるということである⁽¹⁴⁾。

おそらくここにこそ、応用倫理学の方法にエッセイ的要素が入り

応用倫理学論序説

込む由縁がある。確定された事実と用意された原理の結合を行うだけであれば、素人が倫理学事典を片手に調べれば事足りるであろう。いかなる「事実」を掘り起こし、その「事実」と原理のレベルとの間でどのような議論を構築していくのか。これこそが、個々の応用倫理学者の技量の真の見せ所に他なるまい。応用倫理学者は、「事実」把握のもつ問題性について常に敏感になりながら、規範形成的応用としての「応用」を遂行していく必要がある。「応用」と一口に言っても、ここまで複雑な様相と問題点が含まれているのである。そうしたことに何の留意もないまま素朴に行われる応用倫理学批判が百害あつて一利なしであることは論を待たない。

五 応用倫理学は誰に対して語るのか

ここまでは、誰がどのようにして語るのかという問題を考察し、これに対する一定の回答を提示することを試みてきた。語りの主体と方法がおおよそ明らかになったのなら、次に考察されるべきものとして、応用倫理学は誰に対して語る（べきな）のか、という「名宛人の問題」が立ち上がってくる。

通常の学問で名宛人として想定されているのは「理性的存在者」と言いうるかもしれない。真理を探究する学問は、個別的な利害や特定のイデオロギーに束縛されることなく物事を理性的に捉えることのできる理想的な聴き手に対して語りかけているというわけである。学問としての応用倫理学もまた「理性的存在者」を名宛人とし

ているのだろうか。

具体的に、倫理学者が呼び出される場所としては、政府関係の審議委員会、大学内の他学部倫理委員会、あるいは消費者団体などの講演会や運動といったものを挙げることができよう。もちろん、それぞれの場所で語りかける相手があり、それは時に役人であったり、他分野の専門家であったり、消費者であったりする。しかしながら、「名宛人の問題」とは、そのような実際に語りかける具体的な聴き手に関する問題にとどまるものではない。それは、応用倫理学の専門家としての倫理学者は、いったいいかなる立場から、いかなる見解を擁護するために語るのか、という問題でもある。たとえば、原子力発電所の安全性を理解してもらおうと市民団体に対して説明する専門家の多くは、通常、具体的場面においては市民に対して語りながらも、実は、その具体的個人としての市民の奥に理想的に想定された、専門家と同等水準の知識と理解能力を備えた「理性的存在者」としての市民に対して語っている。この場合、専門家は、当該分野の専門家の立場から専門家の見解を擁護するために語っているということになる。このように「理性的存在者」を名宛人とすることは、「誰であれ、適切な知識と理解能力を身に付けなければいざれわかる」という啓蒙主義的態度をその背景にもっていることが多い。この種の態度の是非は別としても、応用倫理学の専門家もこのことと無縁ではないはずである。啓蒙主義的態度に対して批判的な立場をとり、「現在生じている問題は知識と理解能力の高低に尽きるのか」と問うて否と答えることも可能であろう。すると逆に、

+

社 会 と 倫 理

応用倫理学の専門家は、非専門家であり素人である市民や消費者の立場から彼らの見解を擁護し、場合によっては、反権力を唱えて闘争を続ける各種の運動と共闘するべきだということになるのだろうか。

この種の踏み絵にも似た問いに対して、「いかなる立場からも、いかなる見解を擁護するためにも語らない」という形での応答も可能である。この応答の具体的帰結として、(応用)倫理学者の専門的役割をコーディネーターとしての役割と考える立場、そして、哲学・倫理学研究者がファシリテーターとなって語り手ではなく聴き手の役割を果たす臨床哲学プロジェクトを挙げることができる。この路線では、哲学・倫理学研究者は語らないのだから、「誰に対して語るのか」は問題にならない。これは、名宛人問題に対する一つの回答たりうるだろう。

しかしながら、哲学・倫理学研究者がコーディネーターや聴き手という役割のみを担うのであれば、それは再び、そうした役割を果たしうるのは哲学・倫理学研究者だけなのか、という担い手の問題を引き起こすことになる。すなわち、コーディネーターや聴き手の役割であれば、まとも上手や聴き上手にまかせれば十分であり、それをわざわざ哲学・倫理学研究者が引き受ける必要があるのか、というわけである。あるいは、コーディネイトする技能や聴く技能は、哲学・倫理学研究者に求められる技能の一つではあっても、哲学・倫理学研究者固有の技能(あるいは、彼らの得意な技能)ではないのではないか、という疑念である。こうした疑念に対して、たとえ

ばコーディネーター説を提示する品川哲彦¹⁵⁾は次のように応えてい

る。

：問題とは、その問題が発生する場に居合わせているひとたち、したがって、必ずしも哲学や倫理学の研究者ではないひとびとが感じていた違和感や不審によって醸成されてくるものである。哲学や倫理学の研究者に役割があるとすれば、それはその違和感や不審を問題として形を整え、定式化するのを手伝うことである。一方、ある倫理理論のもとではじめて問題がみえてくる場合もある。この場合には、むしろ、哲学や倫理学の研究者の発した疑問がその場にいるひとたちを触発する役割をはたす。いずれにしても、このように描くと、応用倫理学は思索がもともともっている緊張に富んだ生産的な営みにみえてよくう。(品川(二〇〇三年b)、一一〇頁)

ここで示された応用倫理学の専門家としての哲学・倫理学研究者の役割は、一步引き下がった場所から、ときに人々の感覚に形を与えて問題の所在を明らかにし、ときに倫理理論を背景として浮かび上がる問題を提示することで人々を触発することである。この役割を果たす上では、「現場に居合わせるすべての人々」が論点を共有し、そうした人々自身がより進んで考えられるように導くことが目指される。したがって、哲学・倫理学研究者自身は、いかなる立場から、いかなる見解を擁護するためにも語らないという謙虚な態度を

+

応用倫理学論序説

示しながら、「現場に居合わせるすべての人々」に対して哲学・倫理学を背景とした専門的コーディネーターとして現れるのである。こうして考えれば、哲学・倫理学研究者が果たすコーディネーターの役割はさすがに単なるまとめ上手には務まらない専門性を帯びてくるように思われる。すると、コーディネーターとして応用倫理学を遂行すれば、哲学・倫理学研究者は、名宛人の問題という厄介な課題を避けながらその専門性を発揮できるということになる。

しかし、コーディネーターやファシリテーターとして応用倫理学や臨床哲学を遂行する上で、哲学・倫理学研究者が「いかなる立場からも、いかなる見解を擁護するためにも語らない」などということが果たして本当に可能なのだろうか。現場は多様であり、生活の場だけが現場ではない。会議室ですら、ある種の現場であることに変わりはないはずである。その中で、あえて政府・行政側ではなくいわゆる「市民」の側、「弱者」の側の現場にコミットしているのだとすれば、そこではすでに、名宛人の「踏み絵」を踏むか否かの選択が下されてしまっていることになるだろう。もちろん、どちらの選択をするにせよ、それが自覚的に行われているのであれば、まだよい。問題は、そうした名宛人の問題が実は目の前に立ち現れているにもかかわらず、それに気づかないまま素通りし、結果的に踏むか踏まざるかの選択をしてしまっていることにある。この事態は、単なるまとめ上手や聴き上手以上の専門性をもった担い手、とりわけそれが哲学・倫理学研究者であれば、避けるべきものではないだろうか。なぜなら、そのような事態に陥れば、「どうしてそんな踏み

絵を迫られなければならないのか」と踏み絵の選択そのものを退ける選択肢を考慮に入れることができないであろうし、そうした考慮の可能性を紡ぎ出すことは哲学・倫理学の重要な仕事のひとつであると思われるからである。

さて、こうした隠れた名宛人問題が否応なく顕在化するのは、哲学・倫理学の専門家として外部から呼び出され、何らかの発言を求められた時に他ならない。この時に至っては、哲学・倫理学研究者はついに、専門家として自らの立場から自らの見解を擁護するために語らなければならない状況に追い込まれるであろう。確かに、それでもなお「いや、私はコーディネーターですから、積極的には発言できません」と要請を拒否することも可能である。しかし、応用倫理学者としての哲学・倫理学研究者はそれでまっとうに使命を果たしていると言い切れるであろうか。

たとえば水谷雅彦は、コーディネーター説の謙虚さの意義を認めつつも、「専門家として外部から呼びつけられた場合に果たすべき役割として、はたしてこの「謙虚さ」だけで十分であるのだろうか」（水谷（二〇〇一年）、一三七頁）と問うて、コーディネーター説から一定の距離を置いている。そしてさらに水谷は、『ソクラテスの弁明』の中の一節を引いて、ポリスという一匹の馬に、その目を覚まし続けるために付着する「虻」としての役割を自認するソクラテスに言及し、そこから、倫理学研究者の役割を専門的「虻」として規定している。「虻」の役割はまた「批判」の役割と言い換えられもする。そして、テクノロジーの急激な発達により、既存の文化的規範

社会と倫理

をアナロジカルに適用することではすまされない倫理問題が次々と発生してくる現代社会において、哲学・倫理学研究者が果たすべき専門的「虻」の役割について、水谷は次のように述べている。

：そのような問題の解決にあたっては、テクノロジーの「専門家」は、もはや閉鎖空間のなかで独善的に事を決することはできず、そうしたテクノロジーの影響を日常生活においてうける「素人」の存在を視野に入れ、それとの対話を心がけねばならなくなっている。「コーディネーター説」は、そうした対話の場での「解釈者」、「通訳者」の役割を倫理学者に割り振ろうというものである。：しかし、「虻」になるということは、それ以上のこと、すなわち、テクノロジーの「専門家」に対してと同様、「素人」に対しても、プロフェッショナルとして批判的に登場するということを含む。この意味では、倫理学者は「市民の代弁者」ではありえない。コーディネーターということで、双方にとつてもわかりのいい通訳者が期待されているとするならば、この「虻」はそうした期待を多少なりとも裏切ることになるだろう。（水谷（二〇〇一年）、一三八〜九頁）

では、批判のプロとしての応用倫理学者は誰に対して語っているのだろうか。つまり、その名宛人は誰なのか。専門的「虻」としての応用倫理学者は、批判者の立場から、「専門家」や「素人」に彼らの見解を批判的に反省させるために語るはずである。この時に語

りかけているのは、やはり具体的個人としての「専門家」や「素人」の奥に想定された「理性的存在者」であり、語りかける以上は、その背後に「誰であれ、適切な知識と理解能力を身に付けられなければならない」という啓蒙主義的態度を合わせもっているということになる。これは、専門的な「語り」を方法とすることの必然的帰結であり、これを避けるためにはコーディネーターか聴き手に徹するしかないのである。したがって、応用倫理学者が専門的「虻」として積極的に語っていくためには、自らのうちにある啓蒙主義的態度に自覚的になりながら、「批判」の遂行を試みる他はない。¹⁶⁾

六 応用倫理学論の必要性

以上で、本稿が最初に掲げたテーマである応用倫理学の担い手と方法の問題、および、名宛人の問題に一定の回答を与えることができた。そこで、ここまでで明らかにになった応用倫理学に必要なものとして、次のような項目をリストアップしておきたい。

- 1 哲学・倫理学の様々なテーマに関して議論ができるようにトレーニングされていること。
- 2 1のトレーニングの一部としての、古典との格闘（これは、いわゆる「く」における）論文の生産を必ずしも帰結しない。）
- 3 諸科学の成果と現状、その社会的影響についての目配り。
- 4 権力や制度に対する穏やかな懐疑の精神。

+

応用倫理学論序説

5 専門的「虻」としての飛行訓練。

6 4と5の部分的帰結としての、応用倫理学論を定期的な自己点検として遂行すること。

7 不確かでも語り出す知的勇氣。

こうしてリストアップしてみると、これらの作業は何ら特別なことではないように思われる。土屋俊の言葉を借りれば、「応用倫理学に取り組むことは、この現代において倫理学を真剣に行うことではないかありえない」（土屋俊（二〇〇三年）、五頁）ということである。

倫理的な問題の発掘と検討、および、その背後にある構造的な問題や権力の暴露などを、ネチネチと抽象的思考と具体的事例との間を往復しながら遂行していく応用倫理学の作業は、そのような問題関心と知的体力を備えた人々が議論と修練を重ねながら行う専門家の作業に他ならない。

ここで論を締めくくつてもよいのだが、最後に、「応用倫理学論を定期的な自己点検として遂行すること」の必要性について言及しておきたい。

これまでも、哲学や倫理学に対する自己反省の営みは行われてきたであろう。しかし、日本の哲学・倫理学研究では、そうした営みですら、テキストの読解と論理的思考という狭い専門性の中でのみ遂行され、そうすることで、本来そうした営みがもっていた切実さや同時代性がすべて剥ぎ取られてしまっているように思われる。たとえば、欧州の哲学者たちが自らの遂行する学のアイデンティ

+

ティについて苦悶のうちに問い論じていることすら、日本に入ってくれば、自分自身の問題として扱われるのではなく、哲学的議論のネタの一つになってしまっているのではなからうか。それ自体が悪いというわけではないし、そうした形で論点が整理され、議論の筋道が明らかになることは十分有益である。しかし、それだけではあまりに情けないだろう。せめて応用倫理学では、このような事態に陥らないように気をつけなければならない。そのためには、わが事としての応用倫理学論¹⁷の定期的遂行が、応用倫理学に携わる者にはぜひとも必要なのである。また、こうした応用倫理学論の試みは、個々のテーマに関する応用倫理学的検討と同時並行的に行われるのが望ましいだろう。単に知的関心からのみ応用倫理学について論じられているのであれば、これまでの哲学・倫理学研究の状況と何ら変わるところがないし、また、泥まみれになって個々の問題と格闘している応用倫理学者の努力に対してあまりにも不誠実である。そして何よりも、そのような態度は自らの足下の状況にあまりにも無知で鈍感であり過ぎるのではないだろうか。自らの足下の状況を踏まえた上で応用倫理学論を行おうとすれば、畢竟、現代の大学において学問を行うことがいかなることかといった大問題に突き当たるだろう。それらを単なる些事や雑務として退けることはもはやできない時代に来ていることを肝に銘じておかねばならないのだと思う。

本稿では応用倫理学を専門的な学問領域とみなしていたが、もちろん、応用倫理学論を遂行する中で、「そもそも応用倫理学に専門家

+

社 会 と 倫 理

は必要か」ということが問われることもあろうし、また、問われるべきでもある。大切なことは、そうしたことをきっちり腰を据えて論じてみることなのである。しかも、それをわが事として論じるためにも、応用倫理学論においては海外文献よりも邦語文献を重視するのが望ましい。応用倫理学論においては、まさにわれわれ日本の哲学・倫理学研究者こそが他ならぬ「現場の人」なのであり、われわれの多くは日本語で思考しているからである。応用倫理学論は、横文字好きな日本の哲学・倫理学研究には珍しく、邦語文献の蓄積と論点の集約が求められる領域であると思われる。

最後に、次の問いに応えて本稿を締めくくことにしよう。本稿の名宛人はいったい誰なのか。それは、応用倫理学に関わる（あるいは、関わりとうとしている）若い哲学・倫理学研究者である。あらゆるものが（学問さえもが）すべて「役に立つ」「応用できる」（もつと言えば「金になる」）ものでなければならぬかのようになり立てられる現在の風潮を批判的に検討することまでも射程に入れつつ、応用倫理学に関わる若い哲学・倫理学研究者たちが、わが事として応用倫理学を論じはじめなければならないのではないかと、私は思っている。そうした学問的運動を起こすことができると思えば、その狼煙を上げられはしないかと思って本稿を記した。応用倫理学はまだ始まったばかりである。

注

(1) たとえば、工学倫理という名の講座に教員として招かれる哲学・倫理

学の研究者は、明らかに専門的な「応用倫理学者」として招かれており、そうして招かれる研究者の年齢層も、徐々に大学院を出たての新人の割合が増えていると思われる。招く側の観点からすれば、そうした新人は応用倫理学もできる研究者というよりむしろ応用倫理学のできる研究者として招かれているはずである。それはつまり、当人の自己認識にかかわらずなく、外部からは否応無しに「応用倫理学者」として認知されるということに他ならない。

(2) 応用倫理学に関する歴史的経緯の考察と分析は、現代社会における哲学・倫理学の位置づけがいかなるものであるのか、という重要な問いに直結しているにもかかわらず、これまであまり注目されてこなかったように思われる。ただし生命倫理学については、国内の研究者による学問史の検討もいくつか行われている。たとえば、二〇世紀の米国における生命倫理の成立過程について詳細に書き綴った香川知晶の著書（香川（二〇〇〇年）や、米国で成立した *bioethics* が「バイオエシックス」「生命倫理」「生命倫理学」として日本に導入されてくる経緯と問題点について簡略に論じられた土屋貴志の論稿（土屋貴志（一九九八年））などを挙げることができる。見切り発車のかつ同時多発的に遂行されながら気がつけば熟しかけてしまっているかのように見える応用倫理学という学問の今後にとって、本稿で行っているような応用倫理学そのものに対する自己点検的な検討と並行して、応用倫理学の学問史的な検討も同時に行っていくことがとても重要であると思われる。

(3) 日本語で書かれた本でドイツの応用倫理学を知るには、ジープ（二〇〇二年）の翻訳書が参考になる。また、ジープの倫理学の概説を含め、ドイツ語圏の環境倫理学について手際良くまとめたものとして、山内（二〇〇三年）がある。

(4) 英語圏のビジネス倫理学研究のアンソロジー (*Business Ethics: Critical Perspectives on Business and Management*, ed. by Alan Malachowski, Routledge) が二〇〇一年に出版されており、現在、日本国内の哲学・倫理学研究者によって、ここからの情報摂取と国内独自の倫理学的研究が同時に行われつつあるようである。

応用倫理学論序説

(5) コンピュータ倫理学から情報倫理学への変遷については土屋俊（二〇〇三年）、一〇三頁を参照せよ。また、情報倫理学の射程については、水谷（二〇〇三年）が、応用倫理学としての情報倫理学の意義については、品川（二〇〇三年b）が有益である。

(6) 日本において、著書のタイトルに「応用倫理学」の名を掲げた最初の本は、私の調べる限りでは、加藤（一九九三年）である。また、論文のタイトルに「応用倫理学」を掲げたものが見られるようになるのも、一九九三年以降のようである。もちろん、一九八〇年代にはすでに、生命倫理学関連の文献が次々と発表され、ほどなく環境倫理学の文献も登場している。そうした文献の中には、すでに、英米圏での問題設定の枠組を越えた高い水準の論稿が含まれていることも確かである。しかし、「生命」や「環境」などのジャンル分けを越えた、現実の諸問題に対する哲学・倫理学研究者からの応答の試みを総称する名辞として「応用倫理学」の名がはつきりと与えられたのは一九九三年前後であつたのではないだろうか。その意味では、一九九三年をもって日本の応用倫理学元年としてもよいかもしれない。

(7) これは、通常は「工学倫理（もしくは技術者倫理）」と呼ばれている研究領域である。目下のところ、工学倫理は大学の工学部における教育プログラムに他ならず、工学や技術を倫理的に考察・研究する学問領域ではない。「学」の字を落として「〇〇倫理」と称されるものは、基本的には〇〇に関する倫理教育という側面がクローズアップされている場合が多いが、工学倫理はその代表例であると思われる。こうした事情を考慮すると、場合によっては技術の進展そのものに対して懐疑のまなざしを向けることもある科学技術社会論と、究極的には技術をよりよく使いこなすための教育プログラムである工学倫理とが、「接点をもつ」というのは、いささか奇妙な現象にも思われる。

(8) 二〇〇三年六月の南山学会の例会において同趣旨での報告を行った際、教育学においても同様の状況が存在している、というコメントをいただいた。

(9) たとえば、梅津光弘は、企業倫理について、実際に企業人との間にあ

る裂け目を埋めるべく奮闘している。工学倫理については札野順が同様の活動をしている。また、戸田山和久は、工学倫理教育について、複数の領域の専門家によるコラボレーションが望ましいという立場をとっている。

(10) こうした応用倫理学の性質について、品川哲彦は次のように述べている。「これらの領域を貫く統一した規範があるわけではない。したがって、複数の下部領域が応用倫理学という単一の学科を構成しているというわけではない。むしろ、ぶどうの房がぶどうの一粒一粒からできているように、応用倫理学とは複数の領域から成る群を総称した命名にすぎない。というのも、応用倫理学は社会生活に生じる倫理的問題に対処するものだから、原理的には、社会生活の領域ごとにそれに対応する応用倫理学が成立可能であり、しかも、社会生活の多様な領域それ自体が画一した倫理規範のもとで営まれているわけではないからだ。」（品川（二〇〇三年b）、一〇四頁）

(11) もっとも、そのようにして内包を明確にできる学問領域がそもそも存在するか、というふうに問い返すことももちろん可能である。つまりそれは、なぜ応用倫理学だけがそのような問いを突きつけられねばならないのか、という疑問に他ならない。しかし、他の学問がどうであれ、応用倫理学についてこのように問うことは、応用倫理学それ自体にとって有益なことであると思われるので、他の学問のことについては棚上げにして議論を進めていくことにする。

(12) 川本は、次のように述べている。倫理学の自己革新運動としての応用倫理学も、「その拡大・定着とともに「通常科学」と成り果て、人工的な問題のパズル解きに堕する危険性から自由ではありえない。問題の人工化にどのように抵抗するか。ここに応用倫理学の成否を分かつ臨界点がある。」（川本（二〇〇二年）、六八頁）

(13) 言うまでもないが、ガイドラインの提示のみが応用倫理学の仕事ではないという見解もありうる。私もこの見解をとる者である。もちろん、合意形成の基礎となるガイドラインの提示も応用倫理学の重要な仕事の一つである。しかし、場合によっては合意につながらないような形で

社 会 と 倫 理

応答をとらざるをえないこともあるはずであり、そうした言論の視座の確保もまた応用倫理学の仕事であると考えている。ただし、このような考え方は、次の章で論じられる名宛人の問題という難問に直面することになる。

(14) たとえば、ビジネス倫理学や技術倫理学において頻繁に持ち出されるフォード・ピントの事例やチャレンジャー号の事例について、事例の切り取り方それ自体がすでに倫理に関する議論のあり方を規定してしまっている、という指摘が近年提示され、検討のベースとなる物語の構築のあり方についての問い直しが起こっている。

(15) 「倫理学者は一市民としてだけではなく、まさに倫理学者たるゆえに実践的な問題に寄与できる。ただし、その寄与とは、倫理の専門家を自任して特定の指針を示すことではなく、問題や提案された指針を適切なしかも問題が生じる現場に即したことばで言い表すことにある。そのことによって、倫理学者自身や他の学科の研究者も含めて現場に居合わせているすべてのひとびとが論点を共有し、さらに考えを進めていくことができるようにするという意味で、倫理学者の役割はコーディネーターに近いものである。」(品川(一九九九年))

(16) 「理性的存在者」ではなく、呼びつけてきた先である政府や消費者団体を名宛人とするならば、応用倫理学者はいわゆる「御用学者」あるいは「用心棒」となるだろう。たとえば、クローン技術に関する審議会で御墨付きを与える応用倫理学者(Ⅱ御用学者)に対して、クローン技術の開発に反対する市民団体に雇われた応用倫理学者(Ⅱ用心棒)というあまり笑えない戯画が想像される。しかし、一定の結論を出すべく呼び出された場で具体的かつ建設的な提言を求められた場合に、批判を専門とする応用倫理学者はどのような対応をすればよいのだろうか。これは、三章の担い手の問題を論じる際に触れた〇〇倫理教育の抱える問題とパラルレルであるように思われる。

(17) 応用倫理学そのものに関する哲学・倫理学研究者の反省的検討は、英語圏ではすでに一九八〇年代頃から盛んに行われてきた。その代表的なものには、Chadwick & Schroeder (2002) に収録されている。日本にお

文 献

いても、たとえば、品川哲彦や川本隆史が、応用倫理学の立ち上がりの頃から一貫して応用倫理学論への目配りを続け、また、水谷雅彦が、応用倫理学の蛸壺化を批判すると同時に「情報」という観点からの統合を試みている。丸山徳次もまた、水俣病事件を中心テーマにすえながら、応用倫理学における事例の取り扱い問題について考察している。また、拡散する倫理という観点から応用倫理学の直面する現実を原理レベルで検討しているものとして、大橋(一九九四年)が参考になる。応用倫理学を越えて独自の哲学を構築している森岡正博の哲学論、森岡(一九九九年、二〇〇三年)も参照せよ。

大橋容一郎、「拡散する倫理―応用倫理学の原理に関する考察―」、『ソフィア』、四三巻四号、一九九四年。

岡本裕一郎、「異議あり! 生命・環境倫理学」、ナカニシヤ出版、二〇〇二年。

香川知晶、『生命倫理の成立』、勁草書房、二〇〇〇年。

加藤尚武編著、『他者を負わされた自我知―近代日本における倫理意識の軌跡―』(シリーズ・近代日本の知、第三巻)、晃洋書房、二〇〇三年。

加藤尚武、『応用倫理学入門』、晃洋書房、二〇〇一年。

加藤尚武、加茂直樹編『生命倫理学を学ぶ人のために』、世界思想社、一九九八年。

加藤尚武、『現代を読み解く応用倫理学』、丸善ライブラリー、一九九六年。

加藤尚武、『応用倫理学のすすめ』、丸善ライブラリー、一九九四年。

加藤尚武、『二十一世紀のエチカ―応用倫理学のすすめ』、未来社、一九九三年。

加茂直樹、『なぜ社会哲学か』、加茂直樹編『社会哲学を学ぶ人のために』、世界思想社、二〇〇一年。

川本隆史、『応用倫理学の初心』、『学術の動向』、七巻一〇号、二〇〇二年。

川本隆史、高橋久一郎編『応用倫理学の転換―二正面作戦のためのガイドラ

+

応用倫理学論序説

- イン』、ナカニシヤ出版、二〇〇〇年。
- 川本隆史、『現代倫理学の冒険―社会理論のネットワークキングへ―』、創文社、一九九五年。
- 品川哲彦、『応用倫理学に関わる理由』、『哲学の探求』、哲学若手研究者フォーラム、第三〇号、二〇〇三年(a)。
- 品川哲彦、『応用倫理学の意義とコンピュータ倫理学ないし情報倫理学の動向』、『哲学』第二二号、関西大学、二〇〇三年(b)。
- 品川哲彦、『倫理学の応答能力―生命倫理学を手がかりに』、『日本倫理学会大会報告集』、日本倫理学会、一九九九年。[http://www2.rocku.kansai-u.ac.jp/~tsina/nichirin99.htm 21閲覧可能。]
- 品川哲彦、『哲学や倫理学の研究者は生命倫理学において何をすべきか』、加藤・加茂(一九九八年)。
- 高橋久一郎、『真理と生の技法の探求』、『哲学の探求』、哲学若手研究者フォーラム、第三〇号、二〇〇三年。
- 高橋久一郎、『応用倫理学とは何なのか』と問う必要があるだろうか、川本・高橋(二〇〇〇年)。
- 土屋俊、『コンピュータ・エシックス? インターネット・エシックス?』、水谷雅彦他編著、『情報倫理の構築』、新世社、二〇〇三年。
- 土屋貴志、『Bioethics』から『生命倫理学』へ―米国における bioethics の成立と日本への導入―、加藤・加茂(一九九八年)。
- 丸山徳次、『媒介としての応用倫理学』、『倫理学研究』第三一集、関西倫理学会、二〇〇一年。
- 丸山徳次、『われわれの応用倫理学の源泉としての「水俣病事件」』、川本・高橋(二〇〇〇年)。
- 水谷雅彦、『情報の倫理学』、丸善、二〇〇三年。
- 水谷雅彦、『専門的「虻」としての倫理学者の可能性』、『倫理学研究』第三一集、関西倫理学会、二〇〇一年。
- 森岡正博、『私にとって哲学とは何か』、『哲学の探求』、哲学若手研究者フォーラム、第三〇号、二〇〇三年。
- 森岡正博、『現代において哲学するとはどのようなことなのか』、『哲学』五〇

号、日本哲学会、一九九九年。[http://www.lifestudies.org/jp/tet-sugaku01.htm にて閲覧可能。]

山内廣隆、『環境の倫理学』、丸善、二〇〇三年。

鷲田清一、『聴く』ことの力―臨床哲学試論』、TBSブリタニカ、一九九九年。

L・ジープ編(山内廣隆、松井富美男監訳)、『ドイツ応用倫理学の現在』、ナカニシヤ出版、二〇〇二年。

Ruth Chadwick & Doris Schroeder, ed., *Applied Ethics: Critical Concepts in Philosophy*, vol. 1, Routledge, 2002.

(本稿は、二〇〇三年度南山大学パッヘ研究奨励金I-A-2の助成を受けて執筆されたものである。)

+